

第357回矢板市議会定例会

提出議案説明書

令和元年6月

矢板市

提 出 議 案 説 明 書

第357回矢板市議会定例会に提出いたしました議案について、提案の理由を御説明申し上げます。

今回の定例会に提出いたしました議案は、補正予算1件、条例の制定1件、条例の一部改正5件及び人事案件4件の計11件であります。

議案第1号 令和元年度矢板市一般会計補正予算（第2号）については、歳入歳出にそれぞれ1億1,040万円を追加計上し、予算総額を143億6,470万円に補正しようとするものであります。

歳出についてご説明申し上げますと、衛生費の保健事業及び予防費、農林水産業費の農業総務費及び森林経営管理事業、教育費の学校一般管理費、小学校保健安全給食事業、小学校教育振興費、小学校施設大規模改修事業、中学校保健安全給食事業及び中学校教育振興費に係る経費を追加計上いたしました。

これらに係る財源につきましては、地方譲与税、国庫支出金、県支出金、繰入金及び市債を追加計上いたしました。

議案第2号 矢板市未来の森づくり基金条例の制定については、森林整備及びその促進に資する事業の財源に充てるため、基金を設置することに伴い、新たに条例を制定するものであります。

議案第3号 矢板市印鑑条例の一部改正については、コンビニ交付サービスの実施に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第4号 矢板市市税条例の一部を改正する条例の一部改正については、地方税法等の一部を改正する法律等の公布及び軽自動車税の環境性能割を栃木県が賦課徴収することに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第5号 矢板市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第6号 矢板市下水道条例の一部改正について及び議案第7号 矢板市水道事業給水条例の一部改正については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、消費税法の一部が改正され、令和元年10月1日から消費税率が引き上げられることに伴い、所要の整備を行うため、それぞれ条例の一部を改正するものであります。

議案第8号 固定資産評価員の選任同意については、本市固定資産評価員を新たに設置するため、固定資産評価員として、XXXXXXXXXX、横塚順一氏を選任することを最も適当と認め、その選任について、法の定めるところにより、議会の同意を求めるものであります。

参 考 地 方 税 法 (抜 す い)

(固定資産評価員の設置)

第404条 市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に、固定資産評価員を設置する。

2 固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。

以下省略

議案第9号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、本市固定資産評価審査委員会委員であります我妻広道氏が、令和元年6月21日をもって任期満

了となりますが、後任の委員に同氏を再任することを最も適当と認め、その選任について、法の定めるところにより、議会の同意を求めるものであります。

参 考 地方税法（抜すい）

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

第423条 第1項及び第2項省略

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4、5 省略

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

以下省略

議案第10号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、本市人権擁護委員であります櫻井宣子氏が、令和元年9月30日をもって任期が満了となりますが、後任の委員に同氏を再任することを最も適当と認め、その推薦について、法の定めるところにより、議会の意見を求めるものであります。

参 考 人権擁護委員法（抜すい）

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 省略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

以下省略

議案第11号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、本市人権擁護委員であります藤田一夫氏が、令和元年9月30日をもって任期が満了となりますが、後任の委員に同氏を再任することを最も適切と認め、その推薦について、法の定めるところにより、議会の意見を求めるものであります。

参 考 人権擁護委員法（抜すい）省略

以上が、本定例会に提出いたしました議案の概要であります。

何とぞ慎重ご審議のうえ、議決されますようお願いいたします。